

審査基準及び標準処理期間

所属名	薬務課 薬物対策・企画担当
内線番号	4786

No.	項目	内容
①	処分名	麻薬取扱者免許証再交付
②	法令名	麻薬及び向精神薬取締法
③	法令番号	昭和28年3月17日法律第14号
④	根拠条項	第10条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(麻薬小売業のみ府保健所長)
⑥	法令の定め	<p>第十条 麻薬取扱者は、免許証をき、損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、き、損した場合にはその免許証を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 麻薬取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。</p>
⑦	審査基準	・麻薬取締法の施行について(昭和28年4月17日発薬第82号厚生事務次官通知)
⑧	経由機関名	府保健所
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)25日
	経由期間	10日
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑫	問合せ	薬務課薬物対策・企画担当(075-414-4786)
⑬	備考	